

16. 災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書

(目的)

第1条 イオンリテール株式会社西日本カンパニー(以下「甲」という。)と出雲市(以下「乙」という。)とは、大規模地震災害、大規模風水害、その他の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき(以下「災害時」という。)に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資(以下「物資」という。)の供給、運搬等の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 乙は、災害時に物資を必要とするときは、甲に対して、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制に支障が生じないように、常に点検、改善に努めるものとする。

(物資の種類)

第3条 物資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他甲の取扱商品

(物資の供給等)

第4条 甲は、第2条の規定により要請されたときは、物資の供給、運搬等の支援を積極的に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が物資を運搬することについて、著しく困難な状況が生じた場合は、甲、乙協議のうえ対応を決定するものとする。

(物資の引渡し)

第5条 物資の引渡場所は、乙の指定する場所とし、乙は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づき甲が供給した物資の対価については、乙の負担とし、運搬等その他の経費については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においてはイオンリテール株式会社ジャスコ出雲店長とし、乙においては出雲市総務課長とする。

(有効期間)

第8条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。

2 有効期間満了日の1月前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。ただし、甲の出雲市所在の店舗が閉店したとき及び第3条に規定する物資を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年1月13日

(甲) 大阪市福島区海老江1丁目1番23号
イオンリテール株式会社西日本カンパニー
山陰事業部 事業部長
田 中 博

(乙) 出雲市今市町109-1
出雲市
出雲市長
西 尾 理 弘